

長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十五号の規定に基づき長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第十号）

改正案

現行

<p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件を全て満たす契約に基づいて行なわれる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社（長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。）として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。</p> <p>第三条（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（銀行業、証券業又は保険業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>（銀行業、証券業又は保険業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p>
--	---